

地球温暖化対策施設整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地球温暖化対策に資する病院及び診療所（以下「病院等」という。）の整備を支援することにより、病院等における地球温暖化対策の取組を推進するため、病院等の整備を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、医療提供体制施設設備交付金交付要綱（平成21年3月30日厚生労働省発医政第0330004号厚生労働事務次官通知別紙）及び地球温暖化対策施設整備事業実施要綱（平成21年3月30日厚生労働省発医政第0330008号厚生労働省医政局長通知の別紙。以下「事業実施要綱」という。）に基づき行う事業（以下「補助事業」という。）とする。

2 補助事業を実施できる者は、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院等又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者とする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除く。

(補助金額)

第3条 補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表1に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表2に定める調整率を乗じて得た額に0.33を乗じて得た額を交付額とする。

(交付申請書の添付書類の様式等)

第4条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
経費所要額調	別記第1号様式	2部	別途通知する日
施設整備事業計画書	別記第2号様式		
補助事業に係る工事設計図及び工事仕訳書			
省エネルギーに関する規程等			
歳入歳出予算書の抄本			
その他参考となるべき資料			

(交付条件)

第5条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合

イ 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物(以下「財産」という。)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

(4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(7) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(8) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(9) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第3号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(10) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律、予算制度等に基づく他の負担金又は補助金を受けてはならない。

(変更の承認)

第 6 条 前条第 1 号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、事業変更承認申請書（別記第 4 号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の変更交付申請手続）

第 7 条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助金の変更交付を申請しようとする場合には、変更交付申請書（別記第 5 号様式）に第 4 条の表に定める様式等を添付して知事に提出しなければならない。この場合においては、前条の事業変更承認申請書の提出を省略することができる。

（交付決定前着手の届出）

第 8 条 補助事業者は、補助金の交付決定前に事業に着手するときは、交付決定前着手届（別記第 6 号様式）を知事に提出しなければならない。

（状況報告の様式）

第 9 条 規則第 1 1 条の規定により提出する状況報告の様式は、別記第 7 号様式によるものとし、補助事業者は、知事が別に通知する日までにこれを提出しなければならない。

（実績報告書の添付書類の様式等）

第 1 0 条 規則第 1 3 条に規定する実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとし、事業の完了の日から起算して 2 5 日を経過した日（第 5 条第 1 号ウの規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 2 5 日を経過した日）又は事業の完了した日の属する年度の翌年度 4 月 5 日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

なお、補助事業が翌年度にわたるときは、別記第 1 0 号様式による年度終了実績報告書を、この補助金の交付決定があった日の属する年度の翌年度の 4 月 2 5 日までに、知事に提出するものとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
経費所要額精算書	別記第 8 号様式	2 部	別途通知する日
事業実績報告書	別記第 9 号様式		
補助事業に係る歳入歳出決算書（見込書）の抄本			
補助事業完了後の建物の全景及び補助事業の概要を示す写真			
補助事業に係る契約書の写し			
補助事業完了後の建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示すこと。）			
補助事業に係る工事設計図及び工事仕訳書			

建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の検査済証の写し			
省エネルギーに関する規程等			
その他参考となるべき資料			

（補助金の返還）

第11条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について補助事業者に対し返還することを命ずるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月2日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年6月23日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年9月22日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表 1 (第 3 条 関係)

基準額	対象経費
1 か所当たり 9 6 , 6 8 6 千円	地球温暖化対策に資する整備に必要な工事費又は工事請負費

別表 2 (第 3 条 関係)

既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合 (精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床及び一般病床の合計)	調整率
1 0 5 % 以上	0 . 9 5
1 0 5 % 未満	1 . 0 0

第 号
年 月 日

和歌山県知事 様

補助事業者名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号により交付決定があった地球温暖化対策施設整備事業補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 施設の名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）

金 _____ 円

4 添付書類

3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

第 号
年 月 日

和歌山県知事 様

補助事業者名

事業変更承認申請書

年 月 日医第 号により交付決定があった地球温暖化対策施設整備事業補助金について、下記のとおり変更したいので、地球温暖化対策施設整備事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

別記第5号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

和歌山県知事 様

補助事業者名

変更交付申請書

年 月 日 第 号により交付決定があった地球温暖化対策施設整備事業補助金について、別添施設整備事業計画書のとおり変更したいので、補助金を 円に変更交付されたく申請します。

記

変更の理由

第 年 月 日 号

和歌山県知事 様

補助事業者名

交付決定前着手届

年 月 日 医第 号で通知のあった下記事業について、着手条件を承知の上、補助金交付の決定前に着手したいので届け出ます。

記

1 交付決定前の着手を必要とする理由

2 事業名

3 着手条件

（1）補助金交付決定を受けるまでの期間中に天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は補助事業者が負担すること。

（2）当該事業について、着手の日から補助金交付決定を受ける日までの期間内に計画変更等を行わないこと。

別記第7号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

和歌山県知事 様

補助事業者名

年度地球温暖化対策施設整備事業補助金の補助対象事業の
遂行状況報告書

標記について、和歌山県補助金等交付規則第11条及び地球温暖化対策施設整備
事業補助金交付要綱第9条の規定により別紙のとおり報告します。

別記第10号様式（第10条関係）

第 年 月 日
第 年 月 日

和歌山県知事 様

補助事業者名

年度地球温暖化対策施設整備事業補助金の年度終了実績
報告について

標記について、地球温暖化対策施設整備事業補助金交付要綱第10条の規定によ
り、別紙のとおり報告します。